

8月は「道路ふれあい月間」

「^{いのち}脈々と 輝く 生命を 繋ぐ道」

令和7年度 道路ふれあい月間推進標語 入選作品(国土交通省)

8月は、「道路ふれあい月間」です。みんなで道路や河川の役割や大切さを再確認し、次のことに気をつけ、身近な財産を地域全体で守っていきましょう。

道路に関する情報提供

道路を安全で快適に利用できるよう、市では道路パトロールを行い、維持管理に努めています。「道路が陥没している」「水路が破損している」「街路灯が消えている、支柱が腐食している」「カーブミラーが壊れている、支柱が腐食している」などの異常を発見された場合、また、歩道や道路上で不法な立看板や放置自転車などを発見された場合は、情報提供をお願いします。

道路や河川の異常を発見した際には、島根県が提供するアプリ、パトレポしまねからも24時間ご連絡いただけます。右記の二次元コードから専用アプリを登録し、道路や河川の写真をアップロードして連絡することができます。

また、路肩崩れなどの道路の損傷、道路上での落下物などの道路異常等を国土交通省が提供するサービス、道路緊急ダイヤルでも24時間受け付けています。LINEから通報できますので、右記の二次元コードから登録し、ご利用ください。

地域で取り組む活動

地域でのボランティア清掃活動に対し、助成金を交付することができる「道路・河川ふれあい愛護活動支援制度」を設けています。助成金の交付には要件がありますので、ご相談ください。

樹木管理にご協力ください

山林等の樹木が、道路上に倒れたり枝などが張り出したりすると、通行の支障となり、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

道路へ倒れる危険性のある樹木や枯れ木については、定期的に巡回し、所有者において伐採などの適切な管理をお願いします。



▲パトレポしまね
はこちら



▲道路緊急ダイヤル
はこちら



▲道路に関する情報
はこちら

〈道路・河川の維持管理についてのおたずね〉

本庁 道路河川維持課 TEL 21-6213 / TEL 21-6564

平田分室 TEL 63-5537 / 佐田分室 TEL 84-0116 / 斐川分室 TEL 73-9130

農地を守りましょう

“農地”を守ることは、食料の安定供給を図るだけでなく、水を溜める^{ため}湛水機能があるなど、私たちの生活を守ることに繋がります。

農地を守ることを目的として制定された農地法は、所有者等に対し、農地の適切かつ効率的な利用を義務付け、また、無秩序な開発を防止するため、右記のとおり農地の転用を規制しています。

さらに、雑草が生い茂り、周辺の方に迷惑をかけるようなケースが見受けられます。農地の管理は、土地の所有者等に課せられた責務ですので、適切な管理をお願いします。

農地に関する相談・転用に関する手続きや疑問、違反転用に関することなどは、農業委員会にご相談ください。

農地パトロールの様子▶



●農地の転用には、自分の所有する農地を駐車場として使用するなど転用する場合(農地法第4条)や、農地の権利移動(売買等)を伴って転用する場合(農地法第5条)等があり、いずれも農業委員会の許可が必要になります。(農業委員会の許可がなければ、法務局で登記できません。)

●許可なく転用された場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することになり、元の農地に戻すこと(原状回復)等が命令されたり、3年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)が科せられたりすることもあります。

おたずね／農業委員会事務局 TEL 21-6762



デコ活で暮らしを彩り豊かに! 「デコ活チャレンジ2025」参加者募集中!

 **デコ活**
くらしの中のエコろけ

チャレンジ期間中に **5日**以上、チャレンジ項目に記載の脱炭素につながる省エネなどの取組(デコ活アクション)を、**無理なくできる範囲で実践**していただきます。

(チャレンジ項目例:使っていない部屋の電気を消す、マイバッグで買い物をする など)

チャレンジ実践後、**結果を報告いただいた方にはエコグッズをプレゼント**します。また、項目や日数に応じて獲得できるポイントを**100ポイント以上獲得された方の中から抽選で、地元産品の詰め合わせをプレゼント**します。



対 象 出雲市にお住まいの方 または 出雲市内の事業所や学校に通勤通学されている方

チャレンジ期間 **7月18日(金)から8月31日(日)まで** [報告期間:9月12日(金)まで]

※参加方法やチャレンジ項目など詳しくは、ホームページ「出雲エコなび」をご覧ください。



デコ活とは、環境省を中心として官民連携で展開する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動」の愛称です。暮らしが豊かになり脱炭素に貢献していくものは、全てデコ活アクションです。

親子で一句、詠んでみませんか? 「エコ川柳」を募集します!



「中・高生の部」を
新設しました!

募集内容 環境保全や省エネなどの取組をテーマとした自作川柳で、未発表のもの。(1人3句まで)

応募資格 出雲市にお住まいの方 または 出雲市内の事業所や学校に通勤通学されている方

部 門 一般の部、中・高生の部、小学生以下の部(3部門)

応募方法 必要事項を明記のうえ、ホームページ「出雲エコなび」お問い合わせフォーム、電子メール、FAX、郵送のいずれかでご応募ください。

[必要事項:川柳、部門、氏名、ペンネーム(公表用)、年齢、住所、電話番号]

応募締切 11月9日(日) ※当日消印有効

受賞区分 「一般の部」「中・高生の部」「小学生以下の部」ともに、大賞、優秀賞、入賞 数点を
選考します。受賞者には副賞を贈呈します。

※注意事項や応募方法など詳しくは、ホームページ「出雲エコなび」をご覧ください。



応募先・おたずね / 〒693-8530 出雲市今市町 70 番地 出雲市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内)
電子メール kankyouseisaku@city.izumo.shimane.jp TEL 21-6737 FAX 21-6597

不法投棄(ごみのポイ捨て)は犯罪です!

出雲市では、事業者や地域の代表者、教育関係者などと「出雲市ポイ捨て禁止推進協議会」を設置しており、ポイ捨て禁止啓発キャンペーンを行っています。また、島根県や地域との連携による不法投棄防止合同パトロールなどの環境美化の取組も行っています。

不法投棄は犯罪です。見つけたら警察または環境政策課へご連絡ください。



▲不法投棄防止合同パトロールの様子

野焼きは法律で原則禁止されています

農業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却など、例外として認められているものもあります。